

青少年センターの利用について

1 開館時間、休館日

- 開館時間 : 9:00～22:00
- 休館日 : 毎月1回設備点検のために休館（不定期）
年末年始（12月28日～翌年1月3日）

2 団体登録について

(1) 登録団体とは

青少年が自主的に活動している団体・サークルや
青少年を育成することが目的の団体として認定を受けた団体のことです。

⇒団体登録が認められると・・・

- 有料施設が登録団体料金（減免）で利用できます。
 - 姫路市公共施設予約システムによる予約申し込みができます。
 - 有料施設の予約が3コマまで申し込みできます。（一般利用者は1コマまで）
 - 用紙を持参すれば、印刷機（輪転機）が無料で使えます。（30枚以上の場合）
- ※青少年センターの趣旨に沿った活動や、青少年センターの行事等へ参加や協力が前提です。
※個人が複数の登録団体に所属することは認めません。

(2) 団体の種類

○青少年団体

- ①構成員が5人以上で、青少年（29歳以下）が半数以上であること。
- ②青少年の仲間づくりを目的とした活動を行っていること。
- ③営利活動、宗教活動又は特定の政党もしくは公の選挙に関し、特定の候補者を支持する活動を目的としないこと。
- ④規約又は会則を定めていること。
- ⑤その団体の加入及び脱退に制限がないこと。
- ⑥構成員の過半数が市内に在住（在学、在勤も認める）していること。
- ⑦青少年センターの事業及び運営に協力する団体であること。

○青少年育成団体

- ①青少年の健全育成を目的とした活動を行っていること。
- ②営利活動、宗教活動又は特定の政党もしくは公の選挙に関し、特定の候補者を支持する活動を目的としないこと。
- ③規約又は会則を定めていること。
- ④その団体の加入及び脱退に制限がないこと。
- ⑤構成員の過半数が市内に在住（在学、在勤も認める）していること。
- ⑥青少年センターの事業及び運営に協力する団体であること。

(3) 団体共通のルール

- 1、職員の指導事項を厳守すること。
- 2、青少年センターの行事等には、必ず協力すること。
- 3、代表者の変更、または会員の増減があった場合は、直ちに報告すること。
- 4、団体を解散、休止する時は直ちに連絡すること。
- 5、施設のルール、マナーを守ること。
- 6、青少年センターからの連絡には、必ず応答、返信すること。

(4) 団体登録手続

- 1、提出するもの
 - ①団体登録申請書
 - ②年間の事業計画（活動計画・練習計画を明らかに）
 - ③規約又は会則

④会員名簿

⑤団体の活動内容を示す資料

→内容を審査し、認定要件を充足していれば認定し、登録書を交付します。

⑥代表者の身分証明書（原本）（公共施設予約システムを利用する場合は、18歳以上が要件。システム規約も参照。）

2、登録認定の有効期間は、登録書を交付した日の属する年度の末日（3月31日）までとします。

3 有料施設の使用申請について

(1) 使用許可申請書を直接、青少年センターに提供すること。

使用料納付後、許可書を交付します。

(2) 公共施設予約システムによる登録カードを交付済みの場合は仮予約可能。

(3) 受付開始は、登録団体は利用日の属する月の6か月前の月の初日から。一般利用者は利用日の7日前から。

例) 登録団体 利用日：11月20日 → 予約開始日：5月1日から

一般利用者 利用日：11月20日 → 予約開始日：11月13日から

(4) 窓口での受付時間は9:00～21:00までです。

(5) 利用時には、許可書を提示してください。（提示がないと使用不可）

(6) 許可を受けた者以外は使用できません。

(7) 施設の他団体への転賃は認めません。

※利用の実態や団体登録の内容が異なる場合、即刻使用を中止させ、登録を取り消します。

4 有料施設のキャンセルについて

即納の使用料は還付しません。申請内容の変更、使用日の変更の対応は、使用日の7日前までとします。電話による変更はできません。（使用日が30日の場合7日前は23日となり、24日に申し出ても変更できません）

5 使用料について

基本使用料

区分		(午前) 9:00～12:00	(午後) 12:00～17:00	(夜間) 17:00～22:00
音楽創作ルーム	大	1010円	2540円	2540円
	小	610円	1630円	1630円
創作活動ルーム		1130円	1700円	1700円
多目的ルーム	大	1120円	1930円	1930円
	小	500円	1010円	1010円

※ 登録団体は上記金額の5割減免になります。

6 その他

○使用上のマナーが悪かったり、職員の指示に従えない場合は使用許可を取り消し、退出を命じます。

また、以後の使用を不許可とします。公共のルールやマナーをしっかりと厳守すること。

〒670-0015

姫路市総社本町112番地 姫路市市民会館6・7階

TEL: 079-224-3303

Fax: 079-221-5544

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。